

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和5年9月15日

金曜日

第5134号

## 目次

<b>規 則</b>	
○富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則	1
<b>公 告</b>	
○落札者等の公示	2
○開発行為の工事完了	
○五位ダム管理規程	3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	4
○土地改良区の役員の退任	5

## 規 則

富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第34号

富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則

富山県防災行政無線運用規則（平成4年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表の5中「、氷見市消防本部」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(管財課)



富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡入善町柵山843番3、844番2、845番、846番1、847番1及び848番	同 左	防火水槽		入善町

## 五位ダム管理規程について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の2第1項の規定により、五位ダム管理規程を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 管理規程の概要

#### 第1章 総則

#### 第2章 貯水、取水または放流に関する事項

##### 第1節 ダムの水位及び貯水

##### 第2節 取水

##### 第3節 放流

#### 第3章 ゲートの操作

#### 第4章 点検及び整備に関する事項

#### 第5章 緊急事態における措置に関する事項

##### 第1節 洪水

##### 第2節 かんばつ

#### 第6章 観測及び調査に関する事項

#### 附則

### 2 備置場所

富山県農林水産部農村整備課

---

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 店舗の名称及び所在地**

MEGA ドン・キホーテ UNY 魚津店 魚津市住吉600番地

**2 店舗を設置する者 ユニー株式会社****3 変更事項****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

(変更前) (仮称) MEGA ドン・キホーテ UNY 魚津店 魚津市住吉 600番地

(変更後) MEGA ドン・キホーテ UNY 魚津店 魚津市住吉 600番地

**(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

(変更前) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡啓一 射水市黒河3235 ほか10

(変更後) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡啓一 射水市黒河3235 ほか8

**4 変更の日 令和2年4月14日 ほか****5 変更の理由 (1) 正式名称が決定したため、(2) 小売業者の退店及び代表者等に変更があったため****6 届出の日 令和5年8月29日****7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課****8 縦覧期間 令和5年9月15日から令和6年1月15日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

---

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 土地改良区の役員の退任

砺波市土地改良区の役員であつた次の者が令和5年8月31日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 永 義 則	砺波市千保 127

